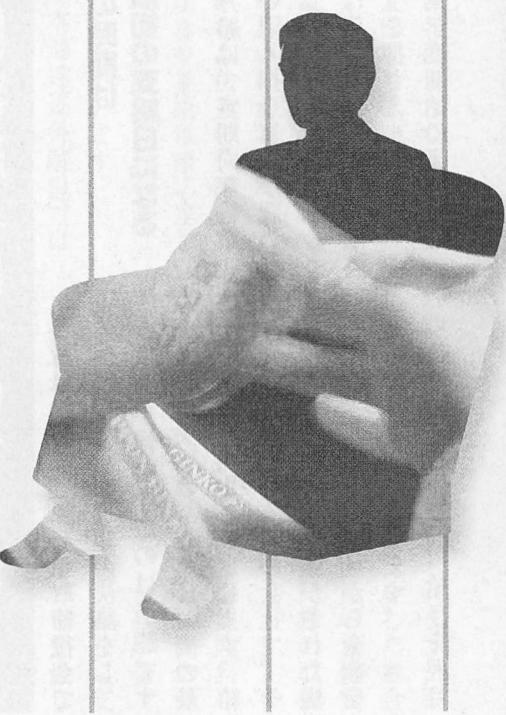


# 役員給与の

## 実務処理を

### ガイドします

これでもう  
迷わない



平成18年・19年度税制改正で様変わりした役員給与の取扱い。大枠の内容は認知してきたものの、運用上のポイントが依然としてつかみにくいという声も聞こえます。担当者が押さえておくべき着眼点を解説します。

奥田正名  
税理士

役員給与に関して、最新の条文・通達に沿ったうえで、実務上、確実に押さえておきたい取扱いを優先して解説していきます。

なお、本稿は同族の中小企業の役員給与の取扱いを前提としているため、利益運動給与・ストックオプションによる給与・退職給与については説明を割愛します。

不算入については、平成19年度改正で適用要件も緩和され、計算方法が複雑な点のみが話題になるところですので、こちらも説明を省きました。

役員報酬について必ずしも定時株主総会で決めなくてはならないという定めは会社法にはなく、期首から役員給与の金額を改定する場合もありますから、臨時株主総会で役員への年間支

給総額と各人の金額を決議

④臨時株主総会で役員への年間支給総額を決定し、各人の金額は

取締役会に一任

いずれのパターンにおいても、

使用人兼務役員の使用人分給与について含めない旨を議事録に記載したほうが望ましいでしょう。

たとえば、給与が月額五〇万円（うち役員報酬一〇万円）の使用人兼務役員の場合、使用人分給与については含めない旨の記載がないと、五〇万円すべてが役員給与と認定され、議事録で役員給与月額一〇万円と記載されると四〇万円が過大給与と認定されるり

スクが残ります。

監査役の給与については、株主総会で年総額を決議したうえで、その配分方法は監査役の協議により決定されます。株主総会で監査

役各人ごとの金額を決定するか、後の監査役の協議で決定するかのいずれかになります。

## 過大給与か否かの判断は二つの基準に照らし合わせる

役員給与が過大と認定されると、その過大分は損金として認められません。

過大判定は「形式基準」と「実

質基準」から行なわれます。両方もクリアできないと、過大認定されることになります（みなし役員は会社法上の役員ではないため（実質基準のみで判断）。

形式基準は、定款の規定や株主総会等の決議が書面で残されていれば問題はありません。要は、議事録等の書面で役員各人に支給する金額が記載されていれば事足ります。

実質基準は、役員の職務内容・その法人の収益や使用人への給与支給状況等に照らし、職務に対する対価として不相当に高額かどうかを判断する基準です。「いくらまでなら過大ではないのか」という明文規定はありませんが、会社

の業務に常に従事している役員について、実質基準による否認は通常あり得ないでしょう。実質基準で問題になるのは、業務に従事している実態が乏しいのに給与が支給されているようなケースです。

# 定期同額給与について

## 通常改定の時期は改定後の最初の支給日になる

役員への月給は、定期同額給与に該当しない限り損金算入が認められません（図表1）。図表1②は意外と悩むところなのでポイントを押さえましょう。まず、事業年度開始の日から三

か月以内に株主総会や取締役会で具体的な支給額改定の決議をし、議事録を作成するのは当然ですが、改定決議のあつた日の後の最初の支給時点から改定します。給与支給日が毎月末日の会社で、その月の20日に改定決議がされた場合は、当月末日の給与から金額を変更することになります。

図表1 定期同額給与のパターンと注意ポイント

### ●定期同額給与の5つのパターン

- ①支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつその事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与（給与が1年を通じて毎月同額のケース）
  - ②事業年度開始の日から3か月以内に改定があった場合の改定前と改定後の給与（通常改定）
  - ③役員の職務内容の重大な変更、職制上の地位の変更による改定前と改定後の給与（臨時改定。いわゆる昇格等に伴う改定）
  - ④業績悪化改定事由による減額改定による改定前と改定後の給与
  - ⑤継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの
- 押さえておきたいポイント
- ②通常改定→改定後の最初の支給日から変更していないと定期同額給与に該当しない
  - ③臨時改定→登記事項が変動しない場合は就任の決議事実を書面で残しておく
  - ④業績悪化改定→単なる資金繰りの都合などは不可
  - ⑤「おおむね一定」の経済的利益→役員社宅の光熱費や貸付の際の利息免除額、不動産の無償貸与も含まれる



まず、図表3①のように、期中で役員給与を増額した場合です。結論としては、増額した部分のみが損金になりません。

つまり、増額前の合計一、二〇

〇万円(=一〇〇万円×一二か月)はすべて損金になりますが、追加部分の三五〇万円(=五〇万円×七か月)については、損金にならないことになります。

問題は、図表3②の期中の減額の場合です。

もともと月給二〇〇万円だったものが、途中で一五〇万円に減額となつた場合、合計一、八〇〇万円(=一五〇万円×一二か月)しか損金になりません。

図表3 期中で支給額を変更する例 単位:万円												
①期中で増額した場合 追加部分は損金にならない						②期中で減額した場合 臨時支払額の扱いとなるため損金にならない						
期首	増額改定					期末	期首	減額改定				
100	100	100	100	100	100	100	150	150	150	150	150	150
50	50	50	50	50	50	50	150	150	150	150	150	150

## 事前確定届出給与について

### 事前確定届出給与では「記載内容どおりか」を確認

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与・利益運動給与を除く)で、次の(1)(2)

のいずれか早い日までに、所轄税務署へ所定の届出をしている場合

の給与をいい、その支給額は損金になります。

(1)職務の執行を開始する日から一

月を経過する日

(2)その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から四月を経過する日

事前確定届出給与には支給額と支給日を厳格に記載します。記載内容と異なる支給は翌事業年度分の支給額を除き、全額損金算入が認められなくなります。

**職務執行開始日から届出期限を押さえる**

になり、減額前の過去に支払った毎月の給与は、当初から「基準額+臨時支払額である」という考え方になっています。役員給与につ

いては、臨時支払額は原則として損金とならないため、過去に支払った給与の一部が損金にならない

ということになります。

たのに八〇万円しか支給しなかつたケースでは、八〇万円全額が損金不算入になります。一二〇万円を支給した場合も一二〇万円全額が損金不算入となります。一円でも支給額が異なれば、当事業年度分の事前確定届出給与のすべてが損金不算入となりますので、注意したいところです。

事前確定届出給与は、何回でも支給することが可能なため、年二回以上の支給も届出どおりであれば認められます。ただし、記載内容どおりでないといけないため、初回支給は届出どおりで二回目の支給額が届出額と異なる場合は、初回支給額も二回目の支給額も共に損金不算入となります。

なお、取締役会で各人ごとの金額を決議するケースでは、職務執行開始日が決議日よりも前となることが考えられます。

たとえば、定時株主総会が5月28日(職務執行開始日が5月28日)、取締役会での給与決定が6月3日というケースでは、職務執

行開始日は5月28日となるので、届出期限は6月28日です。

主総会の開催日となります。役員の選任や職務執行の対価の決定が、一般的に定時株主総会で決議されていることから考えれば、役員給与は定時株主総会から次の定期株主総会までの間の職務の執行の対価としてとらえるべきだからです。

したがって、定時株主総会の日に現に役員である者や、その定時株主総会で役員に選任された同日から職務執行を開始する者については、定時株主総会の開催日から一月を経過する日までに届出を出すことになります。

たとえば、3月末日決算の法人が、定時株主総会を5月28日に開催する場合、(1)は6月28日、(2)は7月31日となるので、(1)(2)のいずれか早い日は6月28日で、この日が届出期限です。

なお、取締役会で各人ごとの金額を決議するケースでは、職務執行開始日が決議日よりも前となることが考えられます。

たとえば、定時株主総会が5月28日(職務執行開始日が5月28日)、取締役会での給与決定が6月3日というケースでは、職務執

新たに設立した法人については、事前確定株主総会を開けないので、設立の日以後二月を経過する日までに届出することで、事前確定届出給与の支給が認められます。

## 例外として臨時改定も認められている

事前確定届出給与には例外として、臨時改定事由が認められています。臨時改定事由とは、事業年度の中途において、代表者の急逝や役員の変更等による職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情がある場合に株主総会等でその役員の給与改定があつた場合などです。

臨時改定事由が生じた場合は、①新たに事前確定届出給与を採用するケースと、②届け出てある事前確定届出給与の内容を変更するケースがあります。

①に該当するときは、次の(3)(4)のいずれか遅い日までに「事前確定届出給与に関する届出書」を提出する必要があります。

(3)臨時改定事由が生じた日から一ヶ月を経過する日

(4)前述した(1)(2)のいずれか早い日

②に該当するときは、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出します。この届出は、(a)臨時改定事由による給与改定と、(b)業績悪化事由による給与の減額改定に該当する場合に手続きすることができます。

届出期限は、(a)はその事由が生じた日から一月が経過する日、(b)

②に該当するときは、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出します。この届出は、(a)臨時改定事由による給与改定と、(b)業績悪化事由による給与の減額改定に該当する場合に手続きすることができます。

ただし、(b)については、届け出た事前確定届出給与の支給日が、(b)の届出期限の日よりも前にある場合は、その支給日の前日までに変更届出書を提出しなければいけません。

## その他のポイント

●非常勤役員の年払い給与は?

たとえば、同族会社における非常勤の取締役への給与支給を、年

一回や半期に一度とするケースですが、結論としては定期同額給与に該当しないため、このままでは損金不算入となります。事前確定

●臨時賞与を出した場合は?

業績が想定以上によかつたため、事前確定届出給与とは別に決算賞与も臨時に別途支給するようなケースですが、この決算賞与(届出がされていない臨時給与)は、すでに届けられた事前確定届出給与の損金算入額や定期同額給与の損金算入には影響しません。決算賞与そのものが当然、損金不算入となるだけです。

●使用者兼務役員の役員給与は?

特に取扱いが変わったところはありませんが、役員給与と使用者分給与を明確に区分しておく必要があるでしょう。

は内容の変更に関する株主総会等の決議日から一月を経過する日となります。

ただし、(b)については、届け出た事前確定届出給与の支給日が、(b)の届出期限の日よりも前にある場合は、その支給日の前日までに変更届出書を提出しなければいけません。

ところが、実務でたまにみかけるのが、従業員を監査役にしているケースです。監査役の欠員を満たすために、安易に名義を借りたというものが実情なのでしょうが、監査役は使用者兼務役員として認められていません。賞与(臨時の給与)を支給する場合に、事前確定届出給与の届出がされていなければ、損金不算入とされますし、毎月の給与についても変動部分がある場合には、定期同額給与に該当しなくなります。

会社法施行後、監査役の選任は必須ではなくなりましたから、自社の役員編成を見直すことも検討してはいかがでしょうか。

取締役一名でも会社が成立する時代ですし、役員に該当すると前述のように規制への対応が必要です。無意味な役員は税務上の問題を増やす原因にもなります。

